

2022.4.13

団地副流煙裁判問題に対する藤井様から管理組合へのお願いについて(メモ)

4月12日、標記に関する Meeting が開催され「本件を知るもの一人として」参加要請があり出席させて頂きました。Meeting の議論を踏まえ、本件に対して、下記の通り個人としてのコメント(メモ)を作成しました。一読いただければ幸いです。尚、T 個人のメモであり、正鵠を欠くかもしれませんがご容赦ください。

「1」2016年A家/藤井ご家族話し合いに参加して(オフレコの話し合い)

両ご家族とも懇意にさせて頂いていた関係で、個人として、話し合いに参加した。その時の話し合いでは、お互いの意見を忌憚なく述べられたと記憶している。その後、裁判になり驚いているのが実感である。

わたくしは、その時から 本件について下記のように考えている。

- 1 藤井家からA家に副流煙が流れているとのA家の見解であるが、これを科学的に立証することは素人にはできないので専門的な第三者に依頼するより他に方法はない。多分立証は不可能と考える。
- 2 本件は難しい・デリケートな問題であり管理組合がタッチして解決できる問題ではない。管理組合がタッチできるのは、民法・区分所有法等の法、および、団地の規約「共同生活の秩序維持に関する協定 禁止事項 第5条」に明らかに違反またはその疑いがあるときである。または、躯体に明らかな欠陥があるときである。いずれにも該当するとは考えられない。

「2」管理組合の本件へのタッチの問題点について

管理組合理事会議事録によると、本件は2017年度の理事会で数回議論されているが、深耕した議論がなされたか不明である。当時の理事長または3役に確認する必要がある。本件はデリケートで難しい問題にも拘わらず、事実は両家の見解・主張を聴取することなく、A家のみ見解・主張で議論して組合員に広報までしたことである。

そして、その広報が今次裁判の証拠書類として裁判所に提出されていることである。理事会の検討・行動に思料が足りないとの批判は当然である。事実として、受動喫煙問題を広報NO. 14で問題点を具体的に指摘し、続いて9都府市の禁煙運動ポスタで一般的問題として警告している。これは明らかに喫煙側の非を責めていることになる広報である。一般的に現代社会においては、喫煙側は不利な状況に置かれているが、本件問題とは別の問題である。また、両家のコミュニケーション不足の指摘もあるが裁判との関係はあるかもしれないが受動喫煙問題とは別の問題である

ことを指摘しておきたい。

「3」最大の被害者は藤井家である

団地やマンションに住む住民は全て共同生活者である。大なり小なりペット・振動、騒音、悪臭、電波、ばい煙等の問題を抱えている。これらの問題の許容範囲は個人によって異なる。従って、ある程度のことは我慢が必要となる。

今回の裁判のケースは「普通に生活している方が突然訴訟され被告となった」わけであり一般常識から見れば腑に落ちないケースである。喫煙も家の中での行われているわけであり特に問題となることはないと考えるのが常識である。この様なトラブルが我が家に降りかかったらと考えると言葉がない。

本件裁判は1審も2審も藤井家の勝訴で終結した。この問題の最大の被害者は藤井家といえる。被告となった藤井家は精神的苦痛・肉体的苦痛・金銭的苦痛等々人生における多大な危機に追い込まれたわけである。団地内には藤井家が加害者であるかの様に考えている人がいるかもしれないが、このようなことが突然自分の身に降りかかったと考えてみればよくわかると思う。

A家も訴訟まで踏み切ったのは、よくよくのこととは思いますが、私の考えでは、弁護士甘言（禁煙の風潮等）に身を任したためではないかと考える。このためA家は藤井家との人間関係の悪化、藤井家に多大な迷惑をかけるとともにA家にとっても金銭的にも多大な負担となり、団地内における信用も失墜し、何も得るものがないばかりか、デメリットだけが残ったのではないかと推察している。

「結言」

本件に対する理事会検討そしてその結果の広報2回は 両者からの意見聴取がなく、A家からのみの意見聴取によって作成されたものであり、片手落ちの検討の結果となったことは理事会の決定的ミスであり、当時の理事会が非難されても弁解の余地はないと考える。そしてその広報が裁判に資料として公の証言となっただけに理事会の責任は重いと考える。

藤井家の裁判への5年に亘る数々の苦難・御苦勞に対して、最大限応えるのが、現理事会の責務と考える。「過ちを改めるに憚ること勿れ」「過ちを改めざるこれを過ちという」言葉にある通り、過去の理事会の行動に問題があれば、過去の理事会をかばい・忖度するのではなく、正々堂々正面から向き合われることを願います。

以 上